

災害 原子力災害 国民保護措置用 緊急対策用 (記載例) 規制除外車両事前届出書		第 号 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証	
茨城県公安委員会 殿 届出者住所 茨城県水戸市笠原町×番● (電話) 029-301-▲▲▲▲ 氏名 ●●工業株式会社 代表取締役社長 ××××		(和暦) 5年 9月 5日 警察側で記載 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 茨城県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号 水戸 500 あ ●●●		ナンバープレート 注)	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名) 例 医師・歯科医師の医療行為 医薬品・医療機器・医療資材等の搬送 患者等搬送(5名) 災害復旧、道路啓開作業、重機輸送		1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	
車両の 使用者	住所 茨城県水戸市笠原町×番● (029) 301局 ▲▲▲▲番		
	氏名又は名称 ●●工業株式会社		
活動地域 茨城県、栃木県、群馬県 活動が見込まれる地方名や都道府県名を記載 ※ 国内のどこにでも向かうことが見込まれる場合は「全国一円」と記載			
(注) この事前届出内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署に提出してください。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。